

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年3月18日
【会社名】	株式会社イタミアート
【英訳名】	itamiarts inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊丹 一晃
【本店の所在の場所】	岡山市南区新保660-15
【電話番号】	086-805-4150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 一ノ瀬 達也
【最寄りの連絡場所】	岡山市南区新保660-15
【電話番号】	086-805-4150（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 一ノ瀬 達也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2026年3月13日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、計画的に入れ替えた印刷設備の刷新に伴い、旧設備について減損損失52,038千円を特別損失として計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2026年1月期決算において、減損損失（特別損失） 52,038千円を計上いたしました。

以 上